

昭和四九年商法改正と法制審議会商法部会小委員会  
(十六ノ四)

-民事局参事官室試案修正案(第三次)・株式会社監  
査制度改正要綱(案)を基に-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2021-03-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三枝, 一雄 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/21475">http://hdl.handle.net/10291/21475</a>

【資料】

# 昭和四九年商法改正と法制審議会商法 部会小委員会(十六ノ四)

—— 民事局参事官室試案修正案(第三次)・株式  
会社監査制度改正要綱(案)を基に ——

三 枝 一 雄

## 目次

はじめに

第一 本日の審議の方針と試案等の説明

一 本日の審議の方針

二 試案等の説明

第二 審議

一 従属会社保有株式等の支配会社保有株式等への算入

(以上本誌92巻2・3合併号)

二 会社・取締役間の訴訟についての会社代表

三 株主総会議事録への監査役の署名

四 取締役の監査役に対する営業の経過の概要の報告義務

五 差止請求と代表訴訟の関係

六 株主総会議事録への監査役の署名(再審議)

七 取締役会出席監査役の取締役会議事録への記載・署名

八 監査制度に関する経団連意見案を巡って

(一) 経団連意見案の紹介と説明

(二) 監査役の取締役解任請求訴訟提起権(以上本誌92巻6号)

(三) 監査役の任期

(四) 監査役の選任

(五) 監査役の解任

(六) 基準日・閉鎖期間の延長

(七) 決算日から定時総会までの間に新株発行があった場合と議決権の行使

(以上本誌93巻1号)

九 中間配当

十 大会社の範囲

おわりに(以上本号)

## 九 中間配当（承前）

\* 民事局参事官室試案修正案（第二次）（昭和 44・6・2）（商法部会小委員会資料

### 20）第十四 中間配当

一 営業年度を一年とする会社は、定款をもって、営業年度の中間の日における株主に対し、一回に限り、取締役会の決議をもって金銭を分配することができる旨を定めることができる。

二 前項による金銭の分配には、監査役全員の同意を要する。

三 第一項により分配する金銭の額は、次のうちいずれか少ない額をこえることができない。

1 会社に留保した利益の額から利益準備金の額及び配当以外の一定の目的のために留保した利益の額を控除した額

2 前決算期における一株当たりの配当額の六月分に第一項の決議の時ににおける発行済株式の総数を乗じた額

四 前項に違反して金銭を分配したときは、会社の債権者は、これを返還させることができる。

五 第三項に違反して金銭を分配したときは、取締役は、連帯して、会社に対し、違法に分配された額を賠償しなければならない。商法第二百六十六条ノ二は、この場合に準用する。

六 取締役は、営業年度の終わりにおいて資本の欠損を生ずるおそれがあるときは、第一項による金銭の分配をしてはならない。

七 営業年度の終わりにおいて資本の欠損が生じたときは、取締役は、前項のおそれがないと認めたことについて過失がなかったことを証明しない限り、第一項により分配した額又は資本の欠損額のいずれか少ない額を連帯して会社に支払わなければならない。

八 第一項により分配した額は、当該営業年度の終わりにおいて、貸借対照表の資産の部に計上し、株主に配当する金額から控除しなければならない。

九 商法第二百九十三条の規定は、第一項による金銭の分配に準用する。

\* 株式会社監査制度改正要綱（案）（昭和 44・6・12）（商法部会小委員会資料 23）

### 第十三 中間配当

一 営業年度を一年とする会社は、定款をもって、営業年度の中間の日における株主に対し、一回に限り、取締役会の決議をもって金銭を分配することができる旨を定めることができる。

二 前項による金銭の分配には、監査役全員の同意を要する。

三 第一項により分配する金銭の額は、次のうちいずれか少ない額をこえることができない。

1 会社に留保した利益の額から利益準備金の額及び配当以外の一定の目的のために留保した利益の額を控除した額

2 前決算期における一株当たりの配当額の六月分に第一項の決議の時ににおける発行済株式の総数を乗じた額

四 前項に違反して金銭を分配したときは、会社の債権者は、これを返還させることができる。

五 第三項に違反して金銭を分配したときは、取締役は、連帯して、会社に対し、違法に分配された額を賠償しなければならない。商法第二百六十六条ノ二は、この場合に準用する。

六 取締役は、営業年度の終わりにおいて資本の欠損を生ずるおそれがあるときは、第一項による金銭の分配をしてはならない。

七 営業年度の終わりにおいて資本の欠損が生じたときは、取締役は、前項のおそれがないと認めたことについて過失がなかったことを証明しない限り、第一項により分配した額又は資本の欠損額のいずれか少ない額を連帯して会社に支払わなければならない。

八 第一項により分配した額は、当該営業年度の終わりにおいて、貸借対照表の資産の部に計上し、株主に配当する金額から控除しなければならない。

九 商法第二百九十三条の規定は、第一項による金銭の分配に準用する。

#### (一) 問題提起

鈴木小委員長は、金子委員の要望した会計監査人の総会出席の問題はその次にやることとし、まず、これまでも議論したことのある中間配当の問題を審議することとし、意見を求めた。

「それはその次にやりますから、十三の中間配当にいきまして、ここでも経団連の御意見があり、われわれもさんざん議論したことのあれになるんですが、ちょっと中間配当制度をちょっと伺いたいと思います。御意見を・・・」(同速記録 75 頁)

## (二) 中間配当限度枠の拡大

そこで、金子委員は、期首の剰余金の範囲内で中間配当をなし得るものとするというのでは、電力・私鉄・鉄鋼・海運などの会社では事実上中間配当ができないので、目的積立金を限度額から除外せず、中間配当基準日現在の剰余金を限度とするなどして、これらの会社も中間配当ができるようにして欲しいと、中間配当の限度枠の拡大を要望した。

「中間配当の問題につきましてはこちらでお話がありますのは、目的の積立金というものを中間配当の限度から除くという御意見が出ておるようでございます。で、期首の剰余金の範囲内で中間配当をなし得るものとするということになっておるようです。

ところが問題がございますのは、電力・私鉄・鉄鋼・海運、これらの会社といたしましては、結局、中間配当等がこの規定では事実上できない。こういうことを申しまして、これもまた有力な大きな会社ばかりでございますので、これをどういうふうにして考えただけか。そこで、結局は少なくともまあ仮決算ということに相なりますか、中間配当等基準日現在の剰余金を限度といたしまして、それまでに利益も出ておるはずでございますから、取締役が決定できるというふうにしていただきたい。この場合、監査役の同意を得るものという条件でもちろんけっこうなんでございますが、それをぜひ考えていただきたいということ。

それからそれらの他の会社にも、目的積立金を、一応これを使うのではないので、目安の問題であるということからいたしまして、もちろんそこまでの間に利益があるとかないとかということは取締役がよく知っておって配当をするものでありますので、あとで責任の問題も出てまいりますけれども、一応目的積立金というものを限度額から除かないこともあわせて考えていただきたい。一番事実上の問題として困りますのは、電力・私鉄・鉄鋼・海運等がそういう条件でないと中間配当ができない。それをできるようにひとつしていただきたい。こういうことです。」

（同速記録 75～76 頁）

これを聞いて、大住委員は、自分は前払い方式を主張しているのだが、経団連が後払い方式でよいと言ったので、自分だけが反対してもしようがないと思い、試案に賛成したのだと、弁解した。

「初めはむしろ前払い方式を主張したんですが、経団連であと払い方式でもっていいというんでしたら、つまり電気も料金の範囲内でいいと……。だから、そうするとあんまり前払い方式をあれしてもってアイソレートする心配があるから、引込めたんじゃないかと……。 (笑声)。あの辺はあいまいだったんですね。前期末の利益剰余金の範囲というのは、どういうふうに処分してあるかというのは、それは私に言わせれば当然なんで、特に後期に配当したことが、あれのに少ない限りは、前期末剰余金から引くのはあたりまえでしょう。経団連は欲がないと思って (笑声)。私は前払い方式を主張してるんですけども、経団連でそれでいいと言うなら自分だけ主張してもしようがないと思って賛成したんですが……。」（同速記録 76 頁）

### （三） 中間配当と仮決算

#### 1 仮決算の手続き

田中委員も、大住委員主張のようなことを言ったのだと述べた。しかし、同時に仮決算をこの原案より嚴重にしなければ困ると、原案より嚴重な仮決算を中間配当の限度拡大の条件とした。

「私もそういうことを言ったんですよ。ただその場合には、要するに仮決算というものを嚴重にしなければ困る。そのときまでの利益をやっぱり……。」（同速記録 76 頁）

「要するに仮決算の手続を、この原案どおりでやる場合よりは嚴重にして、だからどっちか好きなように選択させる。仮決算のほう、少しめんどろな手続でやることを承知する会社ではそこまで認めてやってもいいし、その程度ならやっぱりあれじゃないですか。」（同速記録 77 頁）

これを聞いて、仮決算につき、大住委員は、総会を招集しなくてもいいようにしろということになると、正規の帳面につけなきゃいけないと、仮決算の意味を厳しくとらえる考え方を示した。

「その意味が、総会だけを招集しないでいいように・・・正規の帳面につけられている、とても仮決算というような、正規の帳面につけなくて正規の帳面を基準にして、別の帳面で、一ヵ月以上も帳面をつけないけれども、とにかくこれだけは付加される、これだけは控除しなければいけないというものを別に計上すればいいんだという、どちらの意味かという・・・。」(同速記録 76～77 頁)

「総会だけであれしなくていいようにしろということになると、締め切って正規の帳面につけなきゃいけないですね。そこまでいくか、あるいはそこまでいなくても正規の帳簿だけでやっていいかどうか。正規の帳簿だけでやることはほとんど毎月やっているんですから。」(同速記録 77 頁)

金子委員も、正規の帳簿でやるという程度のことは、ほとんどの会社で毎月やっている」と指摘した。

「それはもうほとんどの会社で毎月やっています。」(同速記録 77 頁)

また、大住委員も、毎月の減価償却の計算もしているので、その程度のことはするだろうと述べた。

「毎月の減価償却の計算もしているんで、その意味ではするだろう。正規の帳簿につけなくて・・・。」(同速記録 77 頁)

そこで、田中委員は、この程度なら方々円満にまとまるのではないかと考えたと述べるとともに、改正案の出来上がりが遅れているのではないかと、審議の遅れを危惧した。

「その点は私どもそういうことを加味して申し上げたんです。結局これは法務省

側が、中間配当というものを今度初めて日本で実施するんだし、非常にかたくやろうという味村幹事等の御意見のように思ったから、その点あまり言っても、そして経団連のほうがこれで甘んじて承知なさるような気配が少し（笑声）、それで私どものほうでも、それでは経団連のために骨を抜く必要がある（笑声）。法務省の強固なる意見を認めて、この程度ならまあ方々円満にまとまるんじゃないか。そういうふうに思いましたわけなんです、その点、経団連の意見がまたそこで少し変わられたといえますか、これで見ると、しかし相当改正案のでき上がりがおこなわれているんじゃないでしょうか。部会の予定の日にはやれるかどうかという心配を少し持つんですが、その部分はちょっと、なかなか法務省側が直ちに承知していただけるかどうか。三月の閉鎖期間のあれとはちょっと違うと思うんですよ。」（同速記録 77～78 頁）

## 2 株主総会の省略

これを聞いて、鈴木小委員長は、田中委員の意見の趣旨は、法務省は初めてやるんだから嚴重にという考え方であるが、そこまでやるならなぜ株主総会を開かないのか、株主総会を開かないというのは株主軽視ではないかという反対論が出てきたときに、その説得に困ることになるという話だと理解したと纏めた。

「法務省は、いま田中委員のおしゃったように、初めてやるんだから嚴重にしとけという考え方よりは、そこまでやるならなぜ株主総会開かないんだ、株主総会開かないというのは株主軽視だという反対論が出てきたときに何と説得するか、ということであるんだ。こういうお話と私は理解したんですけどね。」（同速記録 78 頁）

しかし、田中委員は、中間配当については、株主総会を開くかどうかという問題もあるが、それより、中間配当によって株式会社の信用を落とすことになっては困るということが根本にあると指摘した。

「それもあるでしょうけれども、やはり株式会社の基礎ですね。物的基礎、資本維持の原則に反することが起こって、中間配当によって株式会社の信用を落とすことになっては困る、ということがやはり根本にあるんじゃないでしょうか。株主総



会を開く、開かないというのは、それはまあかりのことですから、暫定的な場合に開かないでやるということは、アメリカなんかの例を見ても、結局ある暫定的な場合には差しつかえないという説明もできなくもないと思うのですが、株式会社の信用を落とすということになることは困るというんで、非常に嚴重なんです。この改正案はこれで幾らか広げられたわけで、最初は中間配当のためだけに積み立てた準備金に限って、その額の範囲内で認めるということになっていたわけです。だいぶ広げたわけです。もっとも今度は、特定の目的のために積み立てた積立金の額まで勘定しろという御意見のようですがね。」(同速記録 78～79 頁)

これを聞いて、鈴木小委員長は、中間決算を田中委員の言うようにきちっとやらせるのなら、株主総会を開けば余計良くなるとも考えられないので、株主総会を開くかどうかは中間配当の可否に関係ないと述べた。

「要するに、株主総会を開こうが開くまいが、中間決算を田中委員のおっしゃるようきちっとやらせてるのなら、別に総会があるかないかということによけいよくなるとも考えられないんだね。」(同速記録 79 頁)

#### (四) 内部留保のない会社と中間配当

そこで、味村幹事は、だから総会だけを省略するのか、会計監査人の監査まで省略するのかの問題があると指摘した。その上で、味村幹事は、鉄鋼とか電力という大会社が中間配当ができなくなることには同情を示しつつも、それでも、そもそも全く内部留保がない、中間決算をやらないと利益が出ないような会社が中間配当をするようなことはやはり不健全だという問題意識を示した。

「ですから、総会だけを省略するのか、会計監査人の監査まで省略するのか、その問題があるわけでございますし、まあ、私ども端的に申し上げて、ろくろく内部留保もないような会社が仮決算で利益を配当するというのが一体健全なやり方か、ということが問題じゃないかと思うんですね。全く内部留保がない。中間決算をやらないと利益が出ないような会社が中間配当をするというような、私はやっぱりそれは不健全だという、これは経済界でもそういうお考えになるんじゃないかと

思うんですがね。」（同速記録 79 頁）

「それで、お話を伺うと、まあごく例外的な会社なんで、これが電力とか鉄鋼とかいう日本の超一流の企業でございますから問題ですけど、変な会社で、内部留保がろくろくないような会社や、普通の会社で内部留保のろくにないような会社が中間決算やって配当するというのは、これは不健全だという感じをまっ先に私ども受けるんで、普通の方もそういうふうに感じるんじゃないか。これが電力とか鉄鋼とか、そうおっしゃられるんで、それは気の毒だという感じはするんですけど、それが、ほかのごく普通のありふれた会社で、内部留保もできないような会社ではどうかなという感じがするわけでございますね。」（同速記録 79～80 頁）

これに対し、大住委員は、中間配当はやらない方が健全で、やらない方がいいには違いないが、これは考え方の問題だから、やるというふうに決まっているなら、異議はないと、中間配当をやることには賛同した。

「不健全かどうか知らないですけど、やらないほうが、やるよりは健全ですね。やらない方がいいには違いない。だから、これは考え方の問題だから、そういうふうにきまっているなら異議ないです。」（同速記録 79 頁）

金子委員も、普通の会社であれば配当に相当するぐらいの内部留保はあってもらいたいし、またそのぐらいの会社が堅実性のある会社であると考えてるが、ただ電力・鉄鋼・海運・私鉄など、業種としても大きく、会社自体も大きい会社の動向は軽視できない、これらの特殊の会社については、内部留保が十分でなくても中間配当を認めるべきであるとの意向を示した。

「それは、いまおっしゃるように、配当額と積立金は相当ありまして、まるで配当額の非常に多いというか、それがまあ、たまたま何だか知らんが主要産業といたいくらいにあらわれてまいりまして、いま申し上げたような、会社がなかなかできがたい。そこで、普通の会社であれば配当に相当するぐらいの内部留保はあってもらいたい、こういうふうにも考えておりますし、またそのぐらいの会社が初めて堅実性のある会社だと最低限度考えているわけですから、それはいいんですか、

ただ、あまり大きな業種が、電力・鉄鋼といわれるだけでもちょっと問題なんで、それから海運とか私鉄とか、これはみな料金制限—料金が認可制になっておりますね。そういったようないろんな問題がありまして、非常に業種としても大きいし、会社自体でも大きいし、これらの動向は軽視できない問題だ。」(同速記録 80 頁)

これを聞いて、味村幹事も、一般論として、私鉄とか電力のように料金を制限されているような特殊な会社を除いて、普通の会社が内部留保も十分でないのに中間配当をすることは不健全だと、先の主張を繰り返した。

「海運会社というのも従来の欠損額が大きかったわけでございますし、いままで損失が大きかったのが何とか近ごろやっと配当できるようになったというような状況の会社が中間配当を内部留保もなしでやる、というのはいかががなものでございましょうかね。鉄鋼会社も確かに一流でございますけれど、料金の統制はないわけでございますし、料率を抑えられているような私鉄とか電力とか、そういうものは特別な事情があるということは十分わかるんでございますけれど、一般論として、そういう特殊な会社を除いて、そういう料率で押さえられているというような会社を除いて考えますと、どうも不健全じゃないかという感じがしてならんものですから・・・。」(同速記録 80～81 頁)

ここで、鈴木小委員長は、一期中間配当をやったら、その次からはできないのではないかと質した。

「これは、一期中間配当をやったら、その次からはできますか。それがちょうど積み立てになるから、一期だけじゃないかという気もするんだけど、違いますかね。同じことですか。」(同速記録 81 頁)

これに対し、味村幹事は、同じことだと言い、その次からもできることを明らかにした。

「同じことです。」(同速記録 81 頁)

これを聞いて、鈴木小委員長は、一年後のやつを半分にしておいて貰えばできると指摘した。

「一年後のやつは半分にすればいいんだけどね。一年後のやつを一回半分にしておいてもらえばできるんだな。」（同速記録 81 頁）

しかし、同時に鈴木小委員長は、それでは半分だけ半年待ってくれということになるが、そうはいないだろうと消極的意見を述べた。

「それじゃ完全にあと払いになっちゃうんだな半分だけ半年待ってくれ、だ。そうはいかないか・・・。」（同速記録 81 頁）

これに対し、田中委員は、それではしょうがないとする、とともに、電力とか私鉄とかについては、業法か何かで特例をもって監督官庁で認めるようにしてはどうかと述べた。

「それじゃしかし、しょうがないでしょう。」（同速記録 81 頁）

「いつか料率のきまつているものだけ、その業法か何かで特例をその監督官庁で認めるようなことをしたらどうかというような意見もここであったんですが、電力とか私鉄とかいうものについて、そういう特別法できめるというようなことの余地はないものですかね。」（同速記録 81 頁）

金子委員も、特例でできるかもしれないと田中委員の意見に賛同した。

「これは、一億円以上の会社の中でも、例の監査人の監査という点で特例をどうするかという問題がございますそうですね。こういう問題が、いま味村幹事の言われたように会社自体が『そんな会社では』というような会社ではなくて、こういう、業種別に見て非常に無理だというような問題があれば、あるいは特例でできるのかもわかりませんね。それは、そういうふうに行くのかいかないのか・・・。」（同速記録 81～82 頁）

これに対し、矢澤委員は、電力・私鉄は特別法でもできるだろうが、鉄鋼・海運は一寸無理だろうと指摘した。

「電力・私鉄は特別法でもできるでしょうけれども、鉄鋼・海運はちょっと無理でしょうね。」(同速記録 82 頁)

そこで、味村幹事は、価格変動準備金などをこちらの積立金の方に持ってきて、かつ『配当以外の一定の目的』というものを外すなら、鉄鋼の方も中間配当ができるようになるのかと金子委員に尋ねた。

「鉄鋼のほうはいかがでございましょうか。特定目的準備金という、いわゆる価格変動準備金なんかをかりにこちらのほうの積立金のほうにもってまいりますれば、そしてこの『配当以外の一定の目的』というものをかりにはずすとできるようになるでございましょうね。」(同速記録 82 頁)

これに対し、金子委員は、それはできるだろうとの見通しを述べ、矢澤委員は、入れればさっきの議論は、一定の目的のものを入れてくれというだけのことではないかと指摘した。

金子委員「それはできましようね。」(同速記録 82 頁)

矢澤委員「入れれば、さきの御議論は、一定の目的のやつを入れてくれというだけのこと……。」(同速記録 82 頁)

しかし、原委員は、この法律ができて、準備金はすぐには間に合わないかと危惧した。

「この法律ができて少したてば準備金もこしらえますけど、すぐにはいかんな。」(同速記録 82 頁)

そして、鈴木小委員長も、私鉄とか電力のように料金統制のある会社について

は、この問題を何とかしなければ困ると指摘した。

「料金だって、何とかしなければ困るといえば・・・。」（同速記録 82 頁）

さらに金子委員は、先の味村幹事の質問につき、目的積立金を入れても、電力七社と陸上運送の五社は、無理だと答えた。

「それから、いまの御質問にお答えしますと、目的積立金というものを除いたという条件だといまできなくなる業種が多いんですが、それを入れた場合に最後までぎりぎりできないのは、陸運と電力ですか、電力七社、それから陸上運送の五社。これは、積立金を入れていただきましてもちょっと無理だと思います。」（同速記録 82 頁）

そこで、味村幹事は、これは商法の改正なので、特別な会社は別に考えて貰うことにし、普通の会社で無理のないところを狙ってやって貰いたいと要望した。

「私どもは、これは商法の改正でございますから、特別な会社も全部救えということになりますとこれはなかなかむつかしいので、特別な会社は別に考えていただいて、普通の会社で無理のないところをねらってやっていただきたいと思うんでございますけどね。」（同速記録 83 頁）

## （五）『配当以外の一定の目的のために留保した利益』

### 1 債権者保護

これに対し、鈴木小委員長は、この『配当以外の一定の目的のために留保した利益』は、法律上の強制ではないことを味村幹事に確認（味村幹事「そうでございますね。」 同速記録 83 頁）の上、債権者保護の問題ではないと指摘した。

「この『配当以外の一定の目的のために留保した利益』というものは、法律上の強制ではないわけだね。」（同速記録 82 頁）

「だから債権者保護の立場からいえばどうでもいいともいえない・・・株主の利

益、意思を尊重しているわけ？」(同速記録 83 頁)

「債権者保護の立場から考えれば、利益準備金の額だけ引いておけばいいし・・・。」  
(同速記録 83 頁)

矢澤委員も、これは債権者保護の問題ではないとした。

「債権者保護の問題ではないですね。」(同速記録 83 頁)

## 2 中間配当までに発生した利益

ここで、金子委員は、それに伴う問題として、電気の配当率とか配当額によっての中間配当の制限を設けないことを要望した。

「それに伴う問題なんでもございますが、電気の配当率とか配当額とかいうものによりましての中間配当の制限ですな、これは設けていただきたくないということなんです。」(同速記録 83 頁)

「これはいまのような一まあ前の問題がございまして、特にこれは設けなくても構わない。」(同速記録 83 頁)

これに対し、鈴木小委員長は、その制限は 3 分の 2 だろうとするともに、前期よりも会社全体が良くなったときには、もっと増やしてもいいという意味かと金子委員の発言の意味を質した。

「三分の二でしょう。」(同速記録 83 頁)

「これも実は問題なんで、たとえば前の期よりも会社全体がよくなったようなときにはもっとふやしてもいいじゃないかという意味ですか。」(同速記録 83～84 頁)

これに対し、金子委員は、鈴木小委員長の指摘を認め、弾力的に考えたいとした。

「そういうこともあります。それから、いまの率の問題はそうなります。それから、配当額になりますと、配当額というのは一株当たりということならば同じこと

になりましようけれどもその他の問題もありまして、これらの問題を弾力的に考えたい。特にいまのような、もっと中間配当としても、前期がたまたま非常に定率配当して、今期から出そうというような場合の中間配当も出てまいりましようし、若干ふやすということもできましよう。」（同速記録 84 頁）

この金子委員の意見につき、大住委員は、それは要するに中間配当までに出てきた利益は配当させろということかと質した。

「要するに、中間配当するときまでに出てきた利益は配当させろという・・・。」（同速記録 84 頁）

これに対し、金子委員は、そういうことであり、取締役会で今期中間配当として幾らにすればいいかということについては、その時点で考えさせて貰いたい、配当率とか配当額まで制限を設けないで貰いたいと要望した。

「そういうことございましようね。つまり、総会をやるという一つのやり方もありますが、取締役会で今期中間配当として幾らすればいいかということについては、その時点において考えさせていただきたいというわけです。その大きな限度とか大きなそれに対する裏づけというものは、いま申し上げたような条件はありましようけれども、配当率とか配当額まで制限は設けないでいただきたい。これは何か特別弊害がございましようか。」（同速記録 84 頁）

このようなやり取りを聞いて、鈴木小委員長は、それは考え方だとした。

「考え方だと思いますがね。」（同速記録 84 頁）

そして、矢澤委員は、先に株式会社監査制度改正要綱（案）（昭和 44・6・12）第十三の三の 2（「前決算期における一株当たりの配当額の六月分に第一項の決議の時の発行済株式の総数を乗じた額」につき削除意見を述べたことを改めて明かした。



「その点私は前回、2は取ったほうがいいだろうという意見を申し上げたんですが。」(同速記録 84 頁)

鈴木小委員長も、株式分割を行った場合には、2は無意味になるのであり、はじめてだから嚴重にしておこうということだろうと付度した。

「株式分割などを行なった場合はどうするだろう・・・多すぎるけどしかたがない？ 株式分割を行なったときにはとたんに意味がなくなるんだな、これ。だから、無償交付やってもおかしいですよ。絶対にでないような気もするんだけどね、これ。初めてだから嚴重にしておこう、ということだな。」(同速記録 84～85 頁)

これに対し、味村幹事は、理論的に是非これがないければならないというわけではないと柔軟な姿勢を示した。

「理論的にぜひこれがないければならんということはございません。」(同速記録 85 頁)

これを聞いて、鈴木小委員長は、理論的に主張を貫いていったときに見合ってやれということなら、債権者の保護が主になるのであり、そうであれば、後ろの方はどうしてもなければならないものと言えるかは問題である、さらに二項も絶対的理論的要請であるかどうかはわからないと、二項存置の理論的必然性につき疑問を述べた。

「理論的に主張を貫いていったときに、『配当以外の一定の目的のために留保した利益』というものを入れることがあったとすれば、それは株主の意思がそうなんだろうという感じもするけれども、しかし見合ってやれということなら、債権者の保護がおもになるとすれば、うしろのほうはなくちゃならんものであるかどうかということは問題である。それから、二項も絶対的理論的要請であるかどうかはちょっとわからない。むしろ七ぐらいのところでは制約は課せられておりますからね。あとで足りなくなったら責任しよいますよというふうで、一般的な制限がある

んだから、むしろ要らないんじゃないかという考え方のほうが妥当な気もする。仮決算をやれという立場になってきたら、これはもう、おそらく総会やるかやらないかという以外には全部同じことをしろという議論しかならないんでしょうね。逆にいえば、一年のうちに一回は総会を省略することができるという意味になるだろうな、実質的には。」（同速記録 85 頁）

経団連の原委員は、この中間配当の問題はピンとこないとの感想を述べるとともに、会社の経営者の方は、難しくなってくると、それなら中間配当を敬遠するとの頭があるとの一面を紹介した。

「どうもこの中間配当の問題、ピンとこないね。会社の経営者のほうは、こうむずかしくなってくるとどうかという頭あるようですね。ただ、一方には、どうしても監査期間が長くなるから、当然これは一カ年に一回、そのほうの必要からきているわけだ。」（同速記録 85 頁）

鈴木小委員長も、総会以外は全部やれということになると、これも大変だと理解を示した。

「逆にいえば、一年に一度は非常に嚴重なことをやらしているんだから、総会もかかるんだから一しかし、そう言ったって、もう一回もやっぱり同じことをやれということになるとたいへんだからね。総会を開かないという以外は全部やれということになると、これもたいへんでしょう。」（同速記録 86 頁）

### 3 中間配当と株主総会

ここで大住委員は、中間配当については株主総会にかけなくても良いということかと確認した。

「株主総会にはかられるということは根本的の要請じゃないんです。株主総会にかけなくてもいいわけなんですね。配当に関しては。」（同速記録 86 頁）

これにつき、鈴木小委員長は、それはアメリカ式の考え方だとした。

「アメリカ式の考え方でしょう。」(同速記録 86 頁)

しかし、原委員は、そういう考え方は一般化していないと反論した。

「そういう考え方がみな一般にあれしない。」(同速記録 86 頁)

これを聞いて、鈴木小委員長は、だから年に 1 回株主総会に報告しろということになっているのだと再反論した。

「だから一年に一回報告しろということなんです。総会へね。」(同速記録 86 頁)

しかし、金子委員は、経団連の堀越副会長は、原委員の意見のような主張が強いと、中間配当につき、やや消極的姿勢を見せた。

「堀越副会長のごときはたいへんそういう御主張が強いですね。中間配当についてはもちろんですが、全体的にそういう問題を少し考えてもらえないかという・・・。」(同速記録 86 頁)

そこで、鈴木小委員長は、少なくとも決算の確定・配当政策は取締役会でやらせるということも考えられなくないと、柔軟な考えを示し、中間配当の問題の審議をここでいったん打ち切った。

「だから、公認会計士が入ってくればもちろんいいんでしょうけれどね。少なくとも決算の確定は取締役会でやらせていいじゃないか。それからついでに、配当政策の問題は取締役会できめたらいいじゃないかということまで考えられなくはないです。」(同速記録 86 頁)

## 十 大会社の範囲

### （一）資本金別会社の実情説明と問題提起

#### 1 実情説明

ついで、鈴木小委員長は、大会社の範囲の問題を取り上げ、その説明を味村幹事に求めた。

「もう一つ大会社の範囲があるので、大会社の範囲だけあと二、三十分でやりましょう。」（同速記録 86 頁）

鈴木小委員長の指示を受けて、味村幹事は、大会社の範囲に関する資料の説明、すなわち資本金別株主数・資産総額・利益額等についての調査結果を報告した。

「大会社の範囲について資料を御説明いたしておきます。

前にお送りいたしました商法部会小委員会資料 24 でございますが、四枚ございます。これは、四枚とも日本経済新聞社が出ております会社総監の非上場会社版、それに五千社ばかり登載してございますが、その中から資本金一億円以上の会社を抜きまして、二千四百五十三社あったわけでございますが、それを抜きまして、資本金別に株主の数・資産総額・利益額、これを調べたわけでございます。

まず一枚目でございますが、資本金別の分け方といたしましては、一億円から二億円、二億円から三億円、三億から五億、五億から十億、十億から二十億、二十億から五十億、五十億から百億、百億以上。こういうふうに分けまして、株主の数を一名、二名、三名～九名というふうになんと調べてみたわけでございます。大体、資本金一億円以上から二億円未満のところでは百人から二百九十九人というあたりが多いでございます。二億円以上三億円未満、三億円以上五億円未満でも大体そのようなところでございます。五億円以上十億円未満になりますと、これは非常にばらつきがございまして、どこが多いということもいえないんでございますが、一名から九名まで、要するに十名未満という会社がわりと多いでございます。それから十名から四十九名まで。それから千人から三千人までという会社も多くなっております。意外なことというんですか、二十億から五十億でも十名未満の会社が多い

という、こういう状況でございます。しかし十億から二十億になりますれば、三千人から五千人といったような会社。二十億から五十億になりますれば、五千人以上という会社も相当あるわけでございます。

それから従業員の数でございますが、これは、一億から二億というところでは大体百人から五百人というあたりに分布が多いようでございます。二億から三億というところは五百人から千人といったようなところ。三億から五億のところも五百人から千人。五億から十億というところは千人から三千人。十億から二十億も、二十億から五十億も大体そんな見当でございます。従業員のほうは、わりと資本金に応じてふえていっているという感じがいたします。

それから資産総額でございますが、資産総額は一億円から二億円以上のところで一番多いのは十億から十五億。一億円以上～二億円以上の会社でございますと、大体十億から十五億円以上の総資産をもっている。この総資産の中には、資本金も剰余金も負債の合計額に相応する積極財産が入っているわけでございます。二億から三億になりますと、一番多いのが三十億から五十億というところでございます。三億から五億になりますと、ちょっと下がりがまして二十億から三十億というところのほうが多い。一番多い。五億から十億になりますと五十億から百億。それ以上になりますと、大体百億から五百億というあたりが多くなっております。これも大体、資本金に比例いたしまして増加しております。

その次の利益の額でございますが、これも、一億から二億でございますと大体五千万から一億というあたりが二百六十二で一番多くなっております。二億から三億でございますと、一億から二億円未満の利益をあげているというところが七十九社で一番多くなっております。三億から五億ですと五千万から一億という、ちょっと下がりますけれども、そこが六十七社で一番多くなっております。五億から十億でございますと一億から二億円未満の利益だ。十億から二十億になりますと、二億円以上五億円未満というあたりの利益の会社がふえております。二十億から五十億のところでございますと、一番多いのは、十億円以上が十九社でございますので、ここら辺でございます。五十億から百億は、五億から十億という利益金の会社が三社でございますが、多いという結果になっております。

それから、きょうお手元にお配りいたしましたのは、取引所にお願いいたしまして、非上場会社で資本金一億円以上十億円未満の会社につきまして、株式の分布状

況を調べていただいたものでございます。これは、国税庁のほうでつかまえております資本金一億円以上の会社に対しまして照会を出して、その回答のありました会社の合計二千八百七十五社でございますが、これについて調べたものでございます。

一番最初の表は株主数。これは、株主の種類別に傾向をみたものでございます。それから二番目は、株数別に見たものでございます。三番目は、株主数の一会社当たりの平均を見たものでございます。これで見ますと、株主数といたしましては、一億円から二億円未満のところの会社では、株主数の平均は百七十二。百七十二人が一社当たりの株主数ということになっております。二億から三億円未満のところでは二百五十七人、四億円未満になりますと五百十人。五億円未満になりますと五百七人。六億円未満になりますと七百九十一人。七億円未満ですと五百七十二人。八億円未満ですと六百八十一人。九億円未満ですと八百八十四人。最後に十億円のところで三百六十一人ということになっております。

その次が株数の平均でございます。

その次が株主数の所有人員分布表でございますが、先ほどの民事局の会社総監で調べたのと若干対象会社も違いますので、そいいう関係で若干相違が出ておるかと思ひます。これで見ますと、株主数が十人未満というのがわりと多いという感じはします。これは、資本のいかんにかかわらず多いという感じはいたします。最初に二人未満というのがございますが、要するにこれは一人でございますから、株主が一人の会社が全部の会社で七・七%あるわけでございますが、しかも七億から八億、八億から九億なんていうところは一二%、一〇・五%というようになり多いわけでございます。そういう傾向は、二人から九人というところでも似たような傾向になっております。一番株主の数の多いグループといたしましては、一億から二億未満のところでございますと百人から二百九十九人の三百九十七社。二億から三億でございますと、やっぱり百人から二百九十九人の百七社。それから三億から四億、そういったものになりますと、五百人以上というところのグループがいずれも多いという結果になっております。」（同速記録 86～90 頁）

## 2 問題提起

この説明を受けて、鈴木小委員長は、大会社の特例についての取り扱い方につき、商法では1億円以上としておいて、その経過措置を、施行法か何かで、この中で外

すことを政令等に譲るということでやっていくという方向を提示し、意見を求めた。

「そこで、例の大会社の特例についての取り扱い方でございますが、これについては経団連の御意見はもちろんでございます。むずかしい問題になってくるわけですが、いずれにいたしましても、商法である範囲を限ることは非常にむずかしいばかりでなく、時の流れにつれて変わっていくべき性格のものかもしれない。あるいは公認会計士の数とも合わさなきゃなりませんし、また実施をするにしても、いつ施行するかといったような点についてもいろいろな配慮をしていかなければならないんじゃないかというふうな感じがいたしますので、むしろ商法は一億円以上としておいて、そして、広い意味での経過措置ということになりましようか、あるいは施行法か何かで、この中ではずすことを政令等に譲るというふうなことにしてやっていく、というふうなことが考えられないか。そういたしますならば、たとえば付帯決議のようなものをここへつけて、かりにその付帯決議のところでそう具体的に書くわけにもまいりませんとすれば、会計監査人の監査を受けるべき会社の範囲については、公認会計士及び会社の実情等を考慮し適切な経過措置を講ずべきである、といったようなことで法制審議会自体としては直接これをきめることまでしないというふうな・・・。」(同速記録 90～91 頁)

## (二) 審議

### 1 大会社の範囲の決定主体

鈴木小委員長のこの問題提起に対し原委員は、まず大会社の範囲の決定主体を質した。

「だれがきめるんですか。」(同速記録 91 頁)

これに対し、鈴木小委員長は、それは政令だから内閣だと答えた。

「それは、政令ですから内閣できめるということになります。」(同速記録 91 頁)

## 2 経過措置での対応の是非

この鈴木小委員長の意見に対し、矢澤委員は、経過措置だけで足りるのかにつき疑義を示した。その上で、たとえば、有限会社で譲渡制限して50人以下の株主の会社では全然強制監査しないということのバランスからいうと、少なくともそういうものは、当分の間か、あるいは有限会社法を考え直すまでは外しておくが、そのほかの問題は経過措置で考えてもいいと提示した。

「経過措置だけで足りるかどうか。いまのお話では言い切りですが、足りるかどうか。たとえば、私ちょっと気がついたんですが、このリストを見て、この前私申し上げたことを非常に、ある意味で反映していると思うんですが、いま有限会社で、譲渡制限して五十人以下の株主では全然強制監査しないということのバランスからいうと、少なくともそういうものは、当分の間か、あるいは有限会社法を考え直すまでははずしておくべきじゃないかという気がするんですがね。そのほかの問題は、あるいは経過措置で考えていいかもしれません。」（同速記録91～92頁）

これを聞いて、鈴木小委員長は、経過措置と言っているのは、非上場会社はしないとか、何とか業種はしないとかいうことを当分の間やらないということではないかと補足した。

「経過措置と言っているのは、いずれは一億円以上の株式会社ということに—いづれは—というか、理想はそうなんだ。だけど、いろんな点を考え合わせて、たとえば非上場会社はしないとか、何とか業種はしないとかいうことを当分の間やらないといったって、経過措置なんじゃないのかという感じもするんで、当分の間の問題として取り扱っていくような行き方をするというのはどうだろうかということなんでね。これで勝負をきめなくちゃ・・・。」（同速記録92頁）

これを聞いて、原委員は、結局細かい問題は先送りするということかと確認した。

「先に延ばすということですね。結局こまかい問題は。（笑声）」（同速記録92頁）



### 3 大会社の範囲決定の基準

他方、味村幹事は、商法としては資本金で切るよりほかにうまい手はなく、資本金一億円以上でやるのが理想であるが、公認会計士の数とか会社の状況というようなものを考えると、段階的にやっていくことも考えられると、柔軟な姿勢を示した。

「部会長の御趣旨はあれですけど、商法としては、やっぱり資本金で切るよりほかにうまい手もなかろう。それで、お手元に差し上げましたように、資本金一億円というふうに切りましても、株主数とか従業員とか資産総額とか、いろいろなところがあるわけでございます。資本金一億円でも、資産総額が三十億から五十億といったところも百三十一社もあるぐらいでございますので、やっぱりこういうものについては、理想としてはやったほうがいいんじゃないかということがいえるんじゃないか。ただ、公認会計士の数でございますとか、あるいは会社のほうの状況とか、そういうようなものを考えますと、いまここで一律にやるということはむずかしいとすれば、ある程度先ほどのように時期的に限って、さしあたりは何億円以上やってだんだん広げていくとか、そういうようなことも考えられるんじゃないかとは思うんですけれども。」(同速記録 92～93 頁)

これに対し、鈴木小委員長は、上場会社は必ず入るが、非上場会社でも規模の大きなもの(資本金 10 億円以上とか 5 億円以上)あるいは金融機関をどうするかなどを商法に書くと固定化するので、政令で定めれば事情に応じた適切な形ができる可能性があるとした。

「ですから考えられる問題としては、上場会社のようなものは必ず入るでしょう。それに反してそうでないやつのに、これは十億円以上とか、あるいは五十億円以上とかいったような行き方をするということも考えられる。それから一方、そういうふうなものの中で、今度は金融機関のようなものをどうするかということも同時に考えてもらったらいんじゃないか。要するに、商法の中で書きますと固定化するでしょうし、政令のようなもので定めれば、あるいは事情に応じた適切な形ができる可能性もありましょうし・・・」(同速記録 93 頁)

これを聞いて、原委員は、株主数、従業員数、債権者数というようなものを本法で決めておいて、経済環境の変化に応じて政令で変えていこうということかと、鈴木小委員長の見を確認した。

「株主数、従業員数、債権者数というようなものできめておいて、そしてそれは政令で経済環境の変化によって変えていこう、こういうことなんですか。」（同速記録 93 頁）

「そういう場合には本法には一応触れる『事情』と書いて、そういう条件で政令できめるといことになるんですか。」（同速記録 93 頁）

これに対し、鈴木小委員長は、そういうことだとした。

「そうなんです。『会社の実情等を』というような『実情』の中には、実際の実情も入りましょうし、会社の営業の性格といったようなものも入るかもしれない。」（同速記録 93 頁）

「そうですね。政令の定めることによってはずすことができるんだというふうな書き方になるのかもしれませんが。」（同速記録 93～94 頁）

このやり取りを聞いて、大住委員は、その基準を一億円とし、それ未満は株式会社から外すということを考えてどうかと提案した。

「その一億円ときめる一むしろそれにとりなれば株式会社からははずすということを考えてどうですか。」（同速記録 94 頁）

「政令できめられるというならばそういうこともあれなんです、一億円未満の会社で株式会社であればですね・・・。」（同速記録 94 頁）

これに対し、鈴木小委員長は、それは考えられる第二の問題だとするとともに、だから 1 億円というのろしを上げておき、後はステップ・バイ・ステップでやったらどうか、委員会では原理・原則だけをやり、事情に合わせた適切なことは法務省でやったらどうかとの考え方を提示した。

「それは、だから考えられる第二の問題でしょうね。」(同速記録 94 頁)

「だから、第二の問題とすれば、将来の株式会社法の問題とすれば、株式会社にしたら必ずこうしてください、しかし、そうでないなら株式会社ではありませんよ。というところまで第二の段階における問題としては考えられるだろうと思うんですけど、いまそれをすぐやるわけにはいかない。だから一億円というのろしを上げておきたい、というふうなことも考えて、あとはステップ・バイ・ステップにやったらどうだろうか。われわれのところは原理・原則だけしかやりませんよ。事情に合わせた適切なことは法務省当局においてなさったらいいでしょ、と・・・。」(同速記録 94 頁)

これを聞いて、大住委員は、この際一緒にやったらどうか、1億でやれるのではないかと主張した。

「ステップ・バイ・ステップですけど、この際一緒にふみ切ってもいいんじゃないでしょうかね。」(同速記録 94 頁)

「一億でやれるんじゃないですか、いま。」(同速記録 95 頁)

しかし、鈴木小委員長は、一億円で全部やるというのは、公認会計士の数からいってもできないと否定的意見を述べた、

「しかし、それは公認会計士の数からいったってできないでしょう。一億円で全部やれというのは・・・。」(同速記録 94 頁)

「いやそれは、まあ公認会計士と名のつく人だったら全部拾い上げればできるかもしれませんがね。それだけの実態は、ちょっと足りないんじゃないですか。」(同速記録 96 頁)

これに対し、大住委員は、監査役にまかせておけばいいではないかとの意見を述べた。

「監査役にまかせておけばいいんじゃないですか。」(同速記録 95 頁)

これを聞いて、鈴木小委員長は、法制審議会自身がこの問題について直接決めないことが怠慢だと言われるかもしれないが、しかしそれは必ずしも怠慢ではないと言外に示唆した。

「少し、法制審議会自身がこの問題について直接きめないということが、怠慢だと言われればあれかどうか知らんけれど、しかし・・・。」（同速記録 95 頁）

また、味村幹事も、一億円以上というところで決める点では別にそういう非難は当たらないとするとともに、初の制度であり、ここであんまり網を広げて変なことができて、かえって会計監査人の信用を失墜したということになるとこれまた逆効果なので、ある程度ステップ・バイ・ステップでやったほうが円滑にいくと、段階的改正の方向を提示した。

「一億円以上というところできめる点では別にそういう非難は受けないわけでございまして、確かに大住委員のおっしゃいますように、即時にやれば私としても理論的だとは思いますが、やっぱり最初の制度でございまして、ここであんまり網を広げちゃって、変なことができて、かえって会計監査人の信用を失墜したなんていうことになりますと、これまた逆効果でございまして、ある程度ステップ・バイ・ステップでやったほうが円滑にいく、という面もあるんじゃないかと思うんです。」（同速記録 95 頁）

しかし、大住委員は、それにしても一つ旗印を上げておいてもいいのではないかと、一律一億円以上に固執した。

「それはそうだが、ひとつ旗じるしを上げておいてもいいんじゃないですかね。」（同速記録 95 頁）

これに対し、鈴木小委員長は、だから一億円以上というのを商法の中に入れて、施行法で政令をもってその除外を設けることができるとするのだと説明した。

「だから、一億円以上というのを商法の中では入れておきましょう、そして施行法で政令をもってはずすことができるという形にしておいて、政令において最も賢明なる・・・。」(同速記録 95 頁)

それでも、大住委員は、十億とし、十億以下だったら株式会社にしないうという旗印を上げてもいいと述べた。

「おそらく、株式会社の新しい法律をつくるに際して二億とか五億とかいったら、それは一億にしろというあれになるだろう。今度は、監査の方面にいくと一億じゃ低くなる。要するに自分に都合のいいことばかり考えているんだから、何か旗じるしを上げておいて、それは十億にするなら十億でもいい、しかし十億以下だったら株式会社にしてやらないという旗じるし上げてもいいんじゃないですか。」(同速記録 95～96 頁)

これを聞いて、田辺幹事は、それは最低資本金のことかと確認した。

「最低資本金ですね。」(同速記録 96 頁)

そこで、鈴木小委員長は、だから公認会計士監査を受けた会社は安全であり、それが株式会社なのだというなら、それはそれでもよいとした。

「だから、見ようによれば、公認会計士の監査を受けた会社は安全ですよと言って信用をはらってもらえるようになる、それが株式会社なんだというようなことならいいですよ、それはそれでね。」(同速記録 96 頁)

他方、原委員は、公認会計士が充足するまで規定を延期することを主張した。

「公認会計士が充足するまで規定を延ばしたらどうですか。まあそれがいつかということはありませんけどね。」(同速記録 96 頁)

これを聞いて、鈴木部会長は、できそうだといいるところまでやってはまずいかと意見を求めた。

「その範囲においてはできそうだといいるところまでやっちゃまずいか……。」  
(同速記録 96 頁)

これに対し、矢澤委員は、だから調整あるいは経過措置の問題になるのではないかと応じた。

「ですから、さしあたって問題になるのは、いま強制監査を受けている会社はともかく、それはいま調整あるいは経過措置という問題になると思うんですが……。」  
(同速記録 96 頁)

そこで、鈴木小委員長は、証取法上の監査を受けている会社をまず指向するという方向を提示した。

「だから、そのままその最小限度の問題は、いま証取法上の監査を受けている会社をまず指向するというのが……。」(同速記録 96 頁)

これに対し、原委員は、それがいいと賛同した。

「それがもう一番いいですね。」(同速記録 96 頁)

しかし、矢澤委員は、その方向を了解しつつも、一億円という機械的なものだけで行くのかと、理想としても問題が残ると危惧を示した。

「そこだけは内容的にまずびっしときめて、その趣旨は一ただ問題は、さっき私が申しましたように、おそらくこのままで段階的にいつやるかといったら、これから一億円以上の会社になろうと思うワンマン・カンパニーまたはジョイント・ベンチャーは全部有限会社にいくだろうと思うんです。それはそれでまた片がつくわ

けですから、その辺はもうちょっと考えていく必要があると思うんですが、ただ、一億円という機械的なあれだけでいくかどうかは、理想としてもちょっと問題は残ると思う。」(同速記録 96～97 頁)

それでも、鈴木小委員長は、ワンステップは証取法監査を受けている会社というところからとの認識を繰り返した。

「私は、ワンステップは証取法監査を受けている会社というところからあるんだろうという感じがするんですけどね。」(同速記録 97 頁)

そこで、矢澤委員は、そこは了解しつつも、後はもう少しコンクリートにやるのなら、もう一寸議論した方がよいと、さらなる審議を求めた。

「そこだけ了解して、あとはもうちょっとコンクリートにやるんなら、もうちょっと議論したほうがよいと思う。」(同速記録 97 頁)

金子委員も、結局最後は現在の証券取引法で適用されている現状を土台に置いて考えるということになるだろうから、いまのお考えはいいかもしれないと、証取法監査を受けている会社を土台において考えることに賛同した。

「経団連のあれも、結局いまおっしゃったように、現行法の公認会計士適用会社についてはもちろん問題ないけれど、その範囲が広がると、いまの除外例をまたお願いするということは、もとに戻って結局そういうことになるんでしょうね。だから、これを何でもかんでも一億円以上の会社に適用するというとあれも除けこれも除けというと、結局最後は、現在の証券取引法で適用されている現状を土台に置いて考えるということになるでしょうから、いまのお考えはいいかもしれません。」(同速記録 97 頁)

これまでの意見を受けて、鈴木小委員長は、現在のところとしては、プラクティカルな方法をするところ以外にちょっとないかと述べた上で、原委員から

の「中間配当はこのまま？」にするのかとの質問（同速記録98頁）に応え、民事局のほうで考えて貰って、部会の審議に委ねたいと今後の審議の手順を次のように述べた。そして、この日の小委員会の審議を終了した。

「ちょっと現在のところとしては、プラクティカルな方法をするところなところ以外にちょっとないんじゃないのかという感じもするんです。いろんな情勢を考え合わせると。そして、民事局長もおられるわけですから、大体の適切なる措置を講じてくれるんじゃないか。一応そんなことを部会へ出してみます。それで、部会の御意見によってまたどうにでも変えなきゃならんということになります。たいへんおそくなりましたので、そういうようなことで次回は部会を開きたいと思いますが・・・。」（同速記録97～98頁）

「中間配当は、さっき申しましたように、民事局のほうで考えてもらいまして、準備会を一回開いて、その点を考えるようにいたしますが、部会はそのために七月に入るでしょうね。七月の二日ということになろうかと思えます。次いで、七月十六日。七月二日は一時半からで、十六日も一時半で、もしできませんでしたらもう一回やっていただかなきゃならないですけど。

そういうことでどうもありがとうございました。」（同速記録98頁）

## おわりに

本日の商法部会小委員会第16回会議では、前回の小委員会までの審議で残された問題を審議するとともに、これまでに検討した問題についてざっと意見を聞いた上で、小委員会での審議をこの日をもって終了し、商法部会の方に持って行きたいとの方針のもと、民事局参事官室試案修正案（第3次）を叩きき台として、経団連の意見にも配慮しつつ、審議が行われた。すなわち、従属会社保有株式の算入、会社・取締役間の訴訟についての会社代表、株主総会会議事速記録への監査役の署名、取締役の監査役に対する営業の経過の概要の報告義務、取締役の違法行為差止請求と代表訴訟の関係、株主総会議事速記録への監査役の署名、監査役の実務出席と取締役会議事速記録への記載・署名、監査制度に関する経団連意見案を巡っ



て、中間配当、大会社の範囲等につき逐次審議を重ねた。もちろん、ここでも審議された問題のすべてにつき、小委員会の結論が纏まったわけではない。しかし、小委員会の審議をこれ以上重ねても無益であるとして、これまでの小委員会の審議結果をこのまま部会にもっていくこととしたのである。

以上のように、資本の自由化・高度経済成長期といわれた昭和 42 年（1967）6 月 26 日を第 1 回として開催された本小委員会の審議は、経済の国際相互依存の度合いの深まる中での多様化と模索の時代といわれた昭和 44 年（1969）の 6 月 27 日開催の第 16 回会議をもって、終了し、その後の審議は、商法部会に委ねられることとなった。

### 商法部会小委員会資料 22

民事局参事官室試案修正案（第三次）（昭和 44・6・12）

第一第三項に、3 として次のとおり加える。

3 従属会社が所有する他の株式会社又は有限会社の出資口数は、1 及び 2 の適用については、支配会社が有するものとみなす。

第一第十項中ただし書を削る。

第十三を削り、第十四を第十三とし、第十二を第十四とし、第十一を第十二とし、第十を第十一とし、第十として次のとおり加える。

第十 財産目録及び付属明細書

一 株式会社は、決算期において財産目録を作成することを要しない。

二 株式会社は、商法三十二条の帳簿に決算期における財産及びその価額を記載しなければならない。

三 取締役は、定時総会の会日の三週間前に、計算書類の付属明細書を、監査役に提出しなければならない。

四 監査役は、前項の書類の受領後の二週間内に、これに関する報告書を取締役に提出しなければならない。

五 取締役は、定時総会の一週間前から、第三項の書類及び監査役の報告書を本店に備え、株式（株主？）及び債権者に供しなければならない。

六 第三項の記載事項及び記載方法その他の様式は、命令で定める。

（注） 付属明細書の記載事項は、商法二百九十三条ノ五第二項に定める事項及び

財務諸表規則による財務諸表付属明細表の記載事項とおおむね同様とする。

第十二中「第十三」を「第十」に改める。

第十四第六項3中「第一第三項の2」の下に「及び3」を加える。

第十四中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第八項として次のとおり加える。

- 八1 取締役は、定時総会の会日の四週間前に、計算書類の付属明細書を監査役及び会計監査人に提出しなければならない。
- 2 会計監査人は、1の書類受領後二週間内に、これに関する報告書を取締役及び監査役に提出しなければならない。
- 3 監査役は、会計監査人の報告を相当でないと認めるときは、2の報告書の受領後一週間内に自己の報告書を取締役に提出しなければならない。
- 4 取締役は、定時総会の一週間前から、1の書類及び会計監査人及び監査役の報告書を本店に備え、株主及び債権者の閲覧に供しなければならない。

第十四第十項中「第十三」を「第八項の2」に改める。

（同速記録 101～103 頁）

### 商法部会小委員会資料 23

株式会社監査制度改正要綱（案）（昭和 44・6・12）

#### 第一 監査役の職務及び権限等

一 監査役は、取締役の職務の執行を監査する。

二 監査役は、何時でも、取締役に対し営業の報告を求め、又は会社の業務および財産の状況を調査することができる。

三 1 他の株式会社の発行済株式総数の二分の一をこえる株式を有する会社又は他の有限会社の資本の二分の一をこえる出資口数を有する会社（以下「支配会社」という。）の監査役は、その職務を行なうため必要があるときは、当該株式会社又は有限会社（以下「従属会社」という。）に対し営業の報告を求めることができる。

2 支配会社の監査役は、前項により報告を求めた場合において、従属会社が遅滞なく報告をせず、又はその報告の真否を確かめる必要があるときは、従属会社の業務および財産の状況を調査することができる。

3 従属会社が有する他の株式会社の株式又は有限会社の出資口数は、1及び2の適用については、支配会社が有するものとみなす。

四 監査役は、取締役会に出席して意見を述べることができる。取締役会の招集は、監査役に対しても通知しなければならない。

五 監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案及び書類を調査して、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当と認められる事項があるときは、株主総会に意見を報告しなければならない。

六 監査役は、取締役の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、その取締役の解任のため株主総会を招集すべき旨及びその理由を記載した書面を取締役に提出して株主総会の招集を請求することができる。商法二百三十七条第二項及び第三項の規定は、この場合に準用する。

七 取締役の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったのにもかかわらず、株主総会においてその取締役を解任することを否決したときは、監査役は、三十日以内にその取締役の解任を裁判所に請求することができる。

八 監査役は、代表取締役の職務遂行に関し法令又は定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、取締役会を招集することができる。

九 取締役が会社の目的の範囲外の行為そのた法令又は定款に違反する行為をし、これにより会社に著しい損害を生ずるおそれがある場合には、監査役は、会社のため取締役に対しその行為を止めるべきことを請求することができる。

十 会社と取締役との間の訴訟については、監査役が会社を代表する。

十一 監査役は、株主総会決議取消の訴、新株発行無効の訴、資本減少無効の訴、合併無効の訴又は設立無効の訴を提起することができる。

十二 監査役は、整理開始の申立又は特別清算開始の申立をすることができる。

十三 取締役は、監査役に対し、三月ごとに、営業の経過の概要を報告しなければならない。

十四 取締役は、会社に著しい損失を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、監査役に対し、直ちにその事実を報告しなければならない。

第二 監査役の資格

従属会社の取締役又は使用人は、支配会社の監査役となることができない。

### 第三 監査役の任期

監査役の任期は、就任後三年内の最終の決算期に関する定時総会の終結までとする。ただし、補欠の監査役の任期については、定款の定めをもって、退任した監査役の任期の満了すべき時までとすることができる。

### 第四 監査役の選任

- 一 監査役の選任のための株主総会の招集通知には、監査役の候補者の氏名住所をも記載しなければならない。
- 二 監査役は、取締役会において決定した監査役の候補者に異議があるときは、その決定後一週間内に、候補者を指定してその旨及びその理由を書面をもって会社に通知することができる。この場合には、前項の招集通知には、その候補者及び理由をも記載しなければならない。
- 三 監査役が前項の指定をするには、その過半数の決議があることを要する。
- 四 監査役は、株主総会において、監査役の選任の議案について意見を述べることができる。
- 五 監査役の選任決議については、株主総会に出席する株主の有すべき株式の数は、定款の定めによっても、発行済株式の総数の三分の一未満に下すことができない。

### 第五 監査役の解任

- 一 監査役の解任の議案を株主総会に提出することを取締役会において決定したときは、会社は、その旨及びその理由を書面をもってその監査役に通知しなければならない。
- 二 前項の監査役は、同項の通知後一週間内に、同項の議案についての意見を書面をもって会社に通知することができる。この場合には、前項の株主総会の招集通知には、その意見をも記載しなければならない。
- 三 前二項は、第二百三十七条第二項の規定により株主が監査役の解任のための株主総会を招集する場合に準用する。
- 四 監査役は、株主総会において、監査役の解任の議案について意見を述べることができる。

### 第六 監査役の報酬

- 一 定款又は株主総会の決議をもって監査役の報酬を定めるには、取締役の報酬と区別してしなければならない。
- 二 定款又は株主総会の決議をもって二人以上の監査役の報酬の総額を定めた場合には、各監査役の報酬の額は、監査役の協議をもって定める。

#### 第七 監査費用

- 一 監査役は、会社に対し、職務の執行のため必要と認める費用の前払を請求することができる。ただし、会社は、その費用が監査役の職務の執行のため必要でないことを証明したときは、その請求を拒むことができる。
- 二 前項は、監査役が職務の執行のため必要と認めて支出した費用の償還に準用する。

#### 第八 監査役の報告書の記載事項

監査役が定時総会に提出すべき報告書には、次の事項を記載しなければならない。

- (一) (1) 監査役が会計について行った監査の方法の概要
- (2) 会計の監査のため必要な調査を行うことができなかつたときは、その旨及びその理由
- (3) 商法第三十二条の帳簿に記載すべき事項の記載がなく、若しくは不実の記載があるとき、又は貸借対照表及び損益計算書の記載が同条の帳簿の記載と合致しないときは、その旨
- (二) (1) 貸借対照表及び損益計算書が法令及び定款にしたがって会社の財政及び損益の状況を正しく示しているときは、その旨
- (2) 貸借対照表及び損益計算書が法令及び定款に違反し会社の財政及び損益の状況を正しく示していないときは、その旨及びその違反の内容
- (3) 商法二百八十七条ノ二の引当金が設定されているときは、その設定が必要か否か。
- (三) 営業報告書の内容が真実であるか否か。
- (四) 準備金及び利益又は利息の配当に関する議案が法令及び定款に適合しているか否か並びに会社の財政状況その他の事情に照らして著しく不当であるときはその旨

(五) (1) 監査役が会計以外の業務について行った監査の方法の概要

(2) 会計以外の業務の監査のため必要な調査を行うことができなかったときは、その旨及びその理由

(六) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があるときは、その事実

第九 監査期間等

- 一 取締役は、定時総会の会日の七週間前に、計算書類を監査役に提出しなければならない。
- 二 監査役は、計算書類の受領後四週間内に、報告書を取締役に提出しなければならない。
- 三 基準日は、株主又は質権者として権利を行使すべき日の前三月内において定めなければならない。

第十 財産目録及び付属明細書等

- 一 株式会社は、決算期において財産目録を作成することを要しない。
- 二 株式会社は、商法第三十二条の帳簿に決算期における財産及びその価額を記載しなければならない。
- 三 取締役は、定時総会の会日の三週間前に、計算書類の付属明細書を、監査役に提出しなければならない。
- 四 監査役は、前項の書類受領後二週間内に、これに関する報告書を取締役に提出しなければならない。
- 五 取締役は、定時総会の一週間前から、第三項の書類及び監査役の報告書を本店に備え、株主及び債権者の閲覧に供しなければならない。
- 六 第三項の書類の記載事項及び記載方法その他の様式は、命令で定める。

(注) 付属明細書の記載事項は、商法二百九十三条ノ五第二項に定める事項及び財務諸表規則による財務諸表付属明細書の記載事項とおおむね同様とする。

第十一 定時総会招集通知

定時総会の招集通知には、貸借対照表、損益計算書、営業報告書、準備金及び利益又は利息の配当に関する議案並びに監査役の報告書を添付しなければならない。

第十二 監査役の責任

監査役は、重要な事項について第八又は第十の報告書に虚偽の記載をしたときは、職務を行なうにつき注意を怠らなかったことを証明しない限り、第三者に対し連帯して損害賠償の責任を負う。

### 第十三 中間配当

一 営業年度を一年とする会社は、定款をもって、営業年度の中間の日における株主に対し、一回に限り、取締役会の決議をもって金銭を分配することができる旨を定めることができる。

二 前項による金銭の分配には、監査役全員の同意を要する。

三 第一項により分配する金銭の額は、次の額のうちいずれか少ない額をこえることができない。

1 会社に留保した利益の額から利益準備金の額及び配当以外の一定の目的のために留保した利益の額を控除した額

2 前決算期における一株当たりの配当額の六月分に第一項の決議の時ににおける発行済株式の総数を乗じた額

四 前項に違反して金銭を分配したときは、会社の債権者は、これを返還させることができる。

五 第三項に違反して金銭を分配したときは、取締役は、連帯して、会社に対し、違法に分配された額を賠償しなければならない。商法第二百六十六条ノ二は、この場合に準用する。

六 取締役は、営業年度の終わりにおいて資本の欠損を生ずるおそれがあるときは、第一項による金銭の分配をしてはならない。

七 営業年度の終わりにおいて資本の欠損が生じたときは、取締役は、前項のおそれがないと認めたことについて過失がなかったことを証明しない限り、第一項により分配した額又は資本の欠損額のいずれか少ない額を連帯して会社に支払わなければならない。

八 第一項により分配した額は、当該営業年度の終わりにおいて、貸借対照表の資産の部に計上し、株主に配当する金額から控除しなければならない。

九 商法第二百九十三条の規定は、第一項による金銭の分配に準用する。

### 第十四 大会社の特例

一 資本金一億円以上の株式会社は、計算書類について公認会計士又は監査法人

の監査を受けなければならない。

- 二 1 前項の監査を行なう公認会計士又は監査法人（以下『会計監査人』という。）は、監査役の過半数の同意を得て、会社が選任する。
- 2 会社が会計監査人を選任したときは、取締役は、その旨を株主総会に報告しなければならない。
- 三 次の各号に掲げる者は、会計監査人になることができない。
  - （一） 会社、その支配会社若しくは従属会社の取締役、監査役若しくは使用人
  - （二） 懲戒処分により業務を停止されている者
  - （三） 社員の半数以上が前各号に掲げる者である監査法人
- 四 1 監査法人は、会計監査人に選任されたときは、その社員のうち会計監査人の職務を行なうべき者を指名し、会社に届け出なければならない。
- 2 前項第一号及び第二号掲げる者は、会計監査人の職務を行なうべき者となり、又は会計監査人の使用人として調査を行なうことができない。
- 五 1 会社が会計監査人を解任するには、監査役の過半数の同意を得なければならない。
- 2 会社が会計監査人を解任したときは、取締役は、その旨及びその事由を株主総会に報告しなければならない。
- 3 解任された会計監査人が前項の株主総会の三日前に自己の解任についての意見を書面をもって会社に通知したときは、会社は、株主総会においてその意見を報告しなければならない。
- 六 1 会計監査人は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は取締役に対し会計に関する報告を求めることができる。
- 2 会計監査人は、その職務を行なうため必要があるときは、会社の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 支配会社の会計監査人は、その職務を行なうため必要があるときは、従属会社に対し会計に関する報告を求めることができる。第一第三項の2及び3は、この場合に準用する。
- 七 1 取締役は、定時総会の会日の八週間前に、計算書類を監査役及び会計監査人に提出しなければならない。
- 2 会計監査人は、計算書類の受領後四週間内に、次の事項を記載した報告書



を取締役及び監査役に提出しなければならない。

- (一) 会計監査人が行った監査の方法の概要
- (二) 第八第一号(2)及び(3)並びに第二号(1)及び(2)に掲げる事項
- (三) 準備金及び利益又は利息の配当に関する議案が法令及び定款に適合しているか否か。

3 監査役は、会計監査人に対しその報告書に関する説明を求めることができる。

4 監査役は、会計監査人の報告書の受領後一週間内に、第八の報告書を取締役に提出しなければならない。

5 監査役の報告書には、次の事項を記載することを要しない。

- (一) 第八第一号並びに第二号(1)及び(2)に掲げる事項
- (二) 本項の2第三号に掲げる事項

6 監査役は、会計監査人が行った監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨、その理由及び自己が行った監査の方法又は結果を第八の報告書に記載しなければならない。

7 定時総会の招集通知には、会計監査人の報告書をも添付しなければならない。

8 会計監査人は、次の場合には、定時総会に出席して意見を述べなければならない。

- (一) 計算書類が法令又は定款に適合するか否かについて、会計監査人の意見と監査役の意見が異なる場合
- (二) 定時総会において会計監査人の出席を要求する決議がされた場合

八1 取締役は、定時総会の会日の四週間前に、計算書類の付属明細書視を監査役及び会計監査人に提出しなければならない。

2 会計監査人は、前項の書類の受領後二週間内に、これに関する報告書を取締役及び監査役に提出しなければならない。

3 監査役は、会計監査人の報告を相当でないと認めるときは、前項の報告書の受領後一週間内に、自己の報告書を取締役に提出しなければならない。

4 取締役は、定時総会の一週間前から、第一項の書類並びに会計監査人及び監査役の報告書を本店に備え、株主及び債権者の閲覧に供しなければならない

い。

- 九 1 会計監査人は、その職務を行なうに際して、取締役の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを監査役に報告しなければならない。
- 2 会計監査人（その社員及び使用人を含む。）は、その職務を行なう際に知った会社又は従属会社の秘密をもらしてはならない。
- 十 1 会計監査人は、その任務を怠ったときは、会社に対し連帯して損害賠償の責任を負う。
- 2 会計監査人は、重要な事項について第七項の 2 又は第八項の 2 の報告書に虚偽の記載したときは、職務を行なうにつき注意を怠らなかつたことを証明しない限り、第三者に対して損害賠償の責任を負う。」
- 3 1 又は 2 の場合において、取締役又は監査役も損害賠償の責任を負うときは、会計監査人並びにその取締役及び監査役は、連帯債務者とする。

（同速記録 104～116 頁）

（明治大学名誉教授）